駐車場法の改正に伴う自動二輪車駐車場の届出について（施行日：平成18年11月30日）

改正法施行時点で設置済み（建築、修繕、模様替の工事に着手済みのものを含む）の路外駐車場で自動二輪車を受け入れしている場合

駐車場全体が自動二輪車（二輪車専用）	駐車面積が５００㎡未満	届出義務なし
	駐車面積が５００㎡以上	改正法の施行の日から起算して３月以内に12条、13条1項の届出義務
自動二輪車用の駐車場所を自動車の駐車場所と区別している（自動車・二輪車併用）	自動車と自動二輪車の駐車面積を足して500㎡未満	届出義務なし
	自動車と自動二輪車の駐車面積を足して500㎡以上	改正法の施行の日から起算して３月以内に12条、13条1項の届出義務
	自動車の駐車面積だけで500㎡以上	改正法の施行の日から起算して３月以内に12条、13条4項の変更届出義務
駐車場全体が自動車用であるが、自動二輪車も受け入れている。（自動車・二輪車共用）	駐車面積が５００㎡未満	届出義務なし
	駐車場が500㎡以上	自動二輪車の料金が四輪車と異なる場合、13条4項の変更届出義務
駐車場全体が自動車用（自動二輪車を受け入れていない）	駐車面積が５００㎡未満	届出義務なし
	駐車面積が５００㎡以上	法改正に伴う届出手続き不要【新設の場合は、届出手続き必要】

※自動二輪車：大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）
※□は届出駐車場であって、自動二輪車に係る届出が義務付けられるもの